

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字菅谷字 西側四二七番地先から同 郡同町大字菅谷字西側四 五二番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・六〇〇一五・〇六</p>	<p>七・〇七〇七・一二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇四・七五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業による。</p>		<p>備 考</p>